

被災者支援に関する 各種制度の概要

(令和2年7月豪雨関連)

令和6年4月9日発行 (第24版)

八代市

この度、令和2年7月豪雨の被害に遭われた皆様に、
心よりお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災者の皆様が一日でも早く、安全・安心な
生活を送ることができるよう、国・県・市などの行政機関を
はじめとする各種支援制度の内容や役立つ情報をまとめた
ものです。

(注意事項)

掲載している内容は、**令和6年4月9日**現在の情報です。
支援の追加や内容変更がわかり次第、随時更新していきます。

詳しい内容や具体的な手続については、それぞれのお問合
せ先にご確認ください。

前回からの変更箇所

前回からの変更項目は、目次をご覧ください。

また、各種制度の変更・修正箇所は、**赤書き**部分となります

被災者対応

八代市地域支え合いセンター	P1
燃えるごみ収集	P2
乗合タクシー（坂本町管内）の運行	P3
JR肥薩線 代行輸送（葉木駅～坂本駅～段駅～八代駅）	P5

公的書類の発行等

災害に関連する証明書等の手数料	P6
-----------------	----

すまいの再建5つの支援策

リバースモーゲージ利子助成事業	P7
自宅再建利子助成事業	P8
民間賃貸住宅入居助成事業	P10
公営住宅入居助成事業	P11
転居費用助成事業	P12

経済・生活面の支援

当面の生活資金や生活再建の資金が必要	被災者生活再建支援制度	P13
	生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付	P15

税や公共料金の軽減措置等

税金や公共料金の負担を軽減し	固定資産税の被災代替家屋の特例	P16
	固定資産税の被災代替償却資産の特例	P17
	固定資産税の被災住宅用地の特例	P18
	固定電話基本料金の免除	P19


住まい確保・再建

住まいを建替えたい 取得したい	災害復興住宅融資	P20
	土砂災害危険住宅移転促進事業補助金	P22
	確認検査手数料の免除	P23
	八代市住まいの安全確保支援事業	P25
住まいを補修したい	被災者生活再建支援制度	P13
	合併処理浄化槽の補助	P21
	令和2年7月豪雨宅地・私道復旧支援事業	P24
住まいを確保したい	被災者生活再建支援制度	P13
住まいの財産を守りたい	坂本町水災補償加入促進補助金	P26

中小企業・自営業等への支援

農林漁業・中小企業の 再建資金が必要	令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金	P27
	農林漁業セーフティネット資金	P27
	農林漁業施設資金	P28
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	P28
	農業近代化資金	P29
	漁業近代化資金	P29
	小規模事業者経営改善資金 （令和2年7月豪雨災害マル経）	P30
	日本政策金融公庫による「令和2年7月豪雨特別貸付」	P31

被災者対応

制度の名称	八代市地域支え合いセンター
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>八代市地域支え合いセンターは、令和2年7月豪雨により被災された方々が安心できる日常生活を取り戻し、生活できるよう、見守り、健康・生活支援、地域交流の促進を行います。</p> <p>地域支え合いセンターの生活支援相談員が、相談受付や巡回訪問、サロン活動等の被災者支援を行います。</p> <p><相談窓口></p> <p>場所：八代市本町1丁目10番41号（本町アーケード内がらっぱ広場隣） 受付時間：平日 午前9時～午後4時（土日祝・年末年始を除く） 相談方法：来所、電話、自宅訪問による方法で相談に応じます 電話番号：(0965) 62-8166 ※上記の時間内であれば、電話でのご相談も受け付けます</p> <p>●<u>仮設住宅、みなし仮設住宅、在宅のみなさんへ</u></p> <p>体調がよくない、気になること・困っていること等、なんでもお気軽にご相談ください。例えば、次のような悩みはありませんか。相談員と一緒に解決のお手伝いをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の生活が不安 ・各種制度の手続き方法がわからない ・家を再建したいが、資金のめどが立たない ・災害の後、体調がすぐれない ・仮設住宅で交流できない など
活用できる方	令和2年7月豪雨で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	八代市地域支え合いセンター（本町アーケード内がらっぱ広場隣）  (0965) 62-8166

制度の名称	燃えるごみの収集
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p><燃えるごみ収集日></p> <p><u>月曜日・木曜日</u> 西部地区、深水地区、鮎尾地区、坂本地区、中谷地区</p> <p><u>火曜日・金曜日</u> 荒瀬地区、葉木地区、鶴喰地区、田上地区、百済来下地区、百済来上地区、鎌瀬地区、中津道地区、市ノ俣地区（枳之俣、市ノ俣一部）、川岳地区、破木地区</p>
活用できる方	各地区にお住まいの方
注意事項	天候・道路状況などにより、収集地域が変更になる場合もあります。
お問い合わせ先	八代市市民環境部 循環社会推進課 ☎ (0965) 32-4675

制度の名称	乗合タクシー（坂本町管内）の運行
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>令和2年7月豪雨の影響で運休していた坂本町を運行する八代市乗合タクシー全便の運行を再開しました。</p> <p>(1) 乗合タクシー（定期便）</p> <p>①百済来～坂本線【百済来・大門瀬・鶴喰・破木・荒瀬方面】 （定期便／平日のみ運行）</p> <p>②鮎帰～坂本線【鮎帰・馬廻・片岩・坂本方面】 （定期便／平日のみ運行）</p> <p>(2) 乗合タクシー（予約便）</p> <p>③渋利～坂本線【渋利・合志野方面】 （予約便／平日の火・木曜日のみ）</p> <p>④鮎帰～坂本線【日光～辻・登俣経由】 （予約便／平日の月・木曜日のみ）</p> <p>⑤深水～八代線【上嶽・深水・川口・袈裟堂・西部方面】 （予約便／平日の火・木曜日のみ）</p> <p>⑥深水～坂本線【板ノ平、木々子経由】 （予約便／平日の水・金曜日のみ）</p> <p>⑦中津道～坂本線【鎌瀬・大門・藤本方面】 （予約便／月曜・水曜・金曜のみ運行）</p> <p>⑧鮎帰～坂本線【馬廻・鮎帰・片岩・坂本方面】 （予約便／土曜・日曜祝のみ）</p> <p>⑨百済来～坂本線【百済来・大門瀬・鶴喰・破木・荒瀬方面】 （予約便／土曜・日曜祝のみ）</p> <p>⑩日奈久～坂本線【藤本・大門・中畑・百済来・二見・日奈久方面】 （予約便／毎日運行）</p> <p style="text-align: right;">【次頁へ続く】</p>

	<p><予約便の予約電話番号></p> <p>(上記③～⑧の路線の予約先) <u>大和タクシー ☎ (0965) 45-2231</u> <u>※予約便は利用前日の 19時までに事前予約をお願いします。</u></p> <p>(上記⑨の路線の予約先) <u>神園交通 ☎ (0965) 32-2121</u> <u>※予約便は利用前日の 19時までに事前予約をお願いします。</u></p> <p>(上記⑩の路線の予約先) <u>予約専用 ☎ 070-7647-3210</u> <u>※予約は利用前日の 19時までにお願いします。</u></p>
活用できる方	利用者に制限はありません、どなたでも利用できます。
注意事項	予約便の乗合タクシーは事前予約が必要です。
お問い合わせ先	八代市総務企画部 企画政策課 ☎ (0965) 33-4104

制度の名称	JR 肥薩線 代行輸送（坂本駅～段駅～八代駅）																																										
支援の種類	サービス等																																										
制度の内容	<p>令和2年7月豪雨の影響により運転を見合わせているJR肥薩線の坂本駅～八代駅間においてジャンボタクシーによる代行輸送をJR九州が実施します。</p> <p><実施期間> 令和2年9月10日（木）から当面の間 ※土日祝日は運休</p> <p><乗降場所> 八代駅（八代駅ロータリー） 段 駅（西部多目的集会施設前 ※県道沿い） 坂本駅（坂本駅ロータリー） 葉木駅（葉木駅前）</p> <p><運行時刻> 【八代～葉木】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th colspan="3">下り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八代 発</td> <td>6:20</td> <td>17:15</td> <td>19:30</td> </tr> <tr> <td>段 発</td> <td>6:37</td> <td>17:32</td> <td>19:47</td> </tr> <tr> <td>坂本 発</td> <td>6:50</td> <td>17:45</td> <td>20:00</td> </tr> <tr> <td>葉木 着</td> <td>7:00</td> <td>17:55</td> <td>20:10</td> </tr> <tr> <th>駅名</th> <th colspan="3">上り</th> </tr> <tr> <td>葉木 発</td> <td>7:05</td> <td>18:00</td> <td>20:15</td> </tr> <tr> <td>坂本 発</td> <td>7:15</td> <td>18:10</td> <td>20:25</td> </tr> <tr> <td>段 発</td> <td>7:28</td> <td>18:23</td> <td>20:38</td> </tr> <tr> <td>八代 着</td> <td>7:45</td> <td>18:40</td> <td>20:55</td> </tr> </tbody> </table>			駅名	下り			八代 発	6:20	17:15	19:30	段 発	6:37	17:32	19:47	坂本 発	6:50	17:45	20:00	葉木 着	7:00	17:55	20:10	駅名	上り			葉木 発	7:05	18:00	20:15	坂本 発	7:15	18:10	20:25	段 発	7:28	18:23	20:38	八代 着	7:45	18:40	20:55
駅名	下り																																										
八代 発	6:20	17:15	19:30																																								
段 発	6:37	17:32	19:47																																								
坂本 発	6:50	17:45	20:00																																								
葉木 着	7:00	17:55	20:10																																								
駅名	上り																																										
葉木 発	7:05	18:00	20:15																																								
坂本 発	7:15	18:10	20:25																																								
段 発	7:28	18:23	20:38																																								
八代 着	7:45	18:40	20:55																																								
活用できる方	利用者に制限はありません、どなたでも利用できます。																																										
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・同区間を含む定期乗車券、回数乗車券、普通乗車券でご利用いただけます。 ・道路状況や荒天による遅延や、予告なく運休する場合があります。 ・代行輸送は定員制のためご乗車いただけない場合があります。 ・ご乗車の際はマスクの着用や咳エチケットにご協力をお願いします。 																																										
お問い合わせ先	<u>運行や運賃、利用方法等に関すること</u> JR九州熊本支社 ☎096-324-4303																																										

公的書類の発行等

制度の名称	災害に関連する証明書等の手数料
支援の種類	免除
制度の内容	<p>り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国または地方公共団体）の手続きに使用される場合には、以下の証明書の交付手数料を免除します。</p> <p><対象になる証明書等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ・資産証明書 ・納税証明書 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・マイナンバーカードの再交付
活用できる方	り災証明書の交付を受けられた方
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の免除申請には、り災証明書と公的機関に提出する旨の書類の提示が必要です。 ・資産証明書については本人以外の方、所得証明書・納税証明書・住民票の写しについては、同一世帯以外の方が来所される場合は、委任状が必要になります。 ・印鑑登録証明書は、印鑑登録証の提示も必要です。
お問い合わせ先	<p>【証明書の交付窓口】</p> <p>証明書発行窓口（本庁 1 階） 市民税課（本庁 2 階） ※所得証明書・資産証明書・納税証明書のみ 各支所地域振興課 日奈久出張所</p> <p>【お問い合わせ先】</p> <p>所得証明書・資産証明書・納税証明書 市民税課 ☎（0965）33-4107 住民票の写し・印鑑登録証明書・マイナンバーカードの再交付 市民課 ☎（0965）33-4110</p>

すまいの再建5つの支援策

制度の名称	リバースモーゲージ利子助成事業
支援の種類	利子助成
制度の内容	令和2年7月豪雨により住居が被災し、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた方が県内で居住する住宅を新築、購入、補修するために、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、借入額（上限850万円まで）に係る利子分に対して助成を行います。
活用できる方	<p>令和2年7月豪雨で被災し次の（1）、（2）のいずれも該当する方とします。</p> <p>（1）次の（ア）～（エ）のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方 （イ）全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方 （ウ）半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方 （エ）被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方 <p>（2）自宅再建を行うため金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（60歳以上の方が対象）を受けた方</p>
注意事項	—
お問い合わせ先	八代市建設部 住宅課 ☎（0965）33-4122

制度の名称	自宅再建利子助成事業	
支援の種類	利子助成	
制度の内容	令和2年7月豪雨により住居が被災し、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた方が県内で居住する住宅を新築、購入、補修するために、金融機関等から融資を受けた場合、借入額（上限850万円まで）に係る利子分に対して助成を行います。	
活用できる方	令和2年7月豪雨で被災し次の(1)～(3)のいずれも該当する方。 (1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方 (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方 (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方 (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方 (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方 (2) 次の収入（所得）要件に該当する方 ・世帯収入（所得）については、次の1又は2により判定します ・3の控除要件に該当する者がいれば3により判定します ① 世帯収入（所得）要件については、次のとおりです。	
	(1)世帯全員の収入が給与収入のみの場合(世帯全員の収入合計額)	(2)世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合(世帯全員の所得合計額)
	500万円以内	350万円以内
	② 世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入（所得）要件については、次のとおりです。	
扶養親族数	(1)世帯全員の収入が給与収入のみの場合(世帯全員の収入合計額)	(2)世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合(世帯全員の所得合計額)
1人の場合	550万円以内	390万円以内
2人の場合	600万円以内	430万円以内
3人以上の場合	700万円以内	510万円以内

- ③ 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり控除します。
- なお、世帯収入が給与収入のみの場合は、世帯収入（所得）要件を①の（２）及び②の（２）により算定します。

控除要件	控除額
満60歳以上の者がいる場合	世帯全員の所得の合計額から1人当たり10万円所得を控除する
障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の3級～6級に該当するとき イ 療育手帳のB1又はB2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から1人当たり27万円所得を控除する
特別障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき イ 療育手帳のA1又はA2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から1人当たり40万円所得を控除する

- (3) 本人又は本人の2親等以内の親族が住宅再建を行うため金融機関等から融資を受けていること。

注意事項

—

お問い合わせ先

八代市建設部 住宅課 ☎ (0965) 33-4122


制度の名称	民間賃貸住宅入居助成事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>令和2年7月豪雨で住家が被災された世帯が、当該被災した住宅やみなし仮設住宅等の仮の住まいから、恒久的な住まいとして、県内の民間賃貸住宅に入居する場合に必要な契約に伴う初期費用を助成します。（公営住宅・社宅・官舎・寮等を除きます。）</p> <p><助成金額> 一律20万円（1世帯1回限り）</p> <p><申請期限> 令和5年7月4日まで</p> <p>※仮住居から恒久的な住まいへの転居完了後（住民票の異動が伴う場合は、住民票異動後）、原則6ヶ月以内（転居の日の属する月の翌月から起算）。</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●助成金の交付対象は、八代市発行のり災証明書をお持ちで、民間賃貸住宅に転居をする次のいずれかに該当する世帯の世帯主。 <ul style="list-style-type: none"> ・みなし仮設住宅等の入居者であって、当該みなし仮設住宅等の供与期間（供与期間が延長された場合にあっては、延長後の期間）内に当該みなし仮設住宅等を退去された世帯 ・住家の被害程度が全壊または大規模半壊世帯 ・住家の被害程度が半壊かつ解体した世帯 ●みなし仮設住宅として入居していた住宅を、そのまま恒久的な住まいとして新たに自身で契約（二者契約）をする世帯（同一のみなし仮設住宅に引き続き居住する世帯）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の交付は、1世帯につき1回限りです。 ・複数の世帯が、恒久的に居住する住宅として民間賃貸住宅に同居する場合は、当該複数の世帯を1つの世帯とみなします。
お問い合わせ先	八代市健康福祉部 健康福祉政策課 ☎（0965）33-4003


制度の名称	公営住宅入居助成事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>令和2年7月豪雨で住家が被災された世帯が、当該被災した住宅やみなし仮設住宅等の仮の住まいから、恒久的な住まいとして、県内の公営住宅に入居する場合に必要な備品等の初期整備費用を助成します。</p> <p><助成金額> 一律10万円（1世帯1回限り）</p> <p><申請期限> 令和5年7月4日まで</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●助成金の交付対象は、八代市発行のり災証明書をお持ちで、公営住宅に入居する次のいずれかに該当する世帯の世帯主。 <ul style="list-style-type: none"> ・みなし仮設住宅等の入居者であって、当該みなし仮設住宅等の供与期間（供与期間が延長された場合にあっては、延長後の期間）内に当該みなし仮設住宅等を退去された世帯 ・住家の被害程度が全壊または大規模半壊世帯 ・住家の被害程度が半壊かつ解体した世帯 ●一時使用で入居している公営住宅を、恒久的な住まいとして新たに入居契約をする世帯（同一の公営住宅に引き続き居住する世帯） ●すでに公営住宅への入居が完了している世帯も対象となります。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の交付は、1世帯につき1回限りです。 ・複数の世帯が、恒久的に居住する住宅として公営住宅に同居する場合は、当該複数の世帯を1つの世帯とみなします。
お問い合わせ先	八代市健康福祉部 健康福祉政策課 ☎（0965）33-4003

制度の名称	転居費用助成事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>令和2年7月豪雨で住家が被災した世帯が、当該被災した住宅やみなし仮設住宅等の仮の住まいから、恒久的な住まいとして、県内で住まいを再建（自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等）し、その住まいに転居するための費用を助成します。</p> <p><助成金額> 一律10万円（1世帯1回限り）</p> <p><申請期限> 令和5年7月4日まで</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●助成金の交付対象は、八代市発行のり災証明書をお持ちで、次のいずれかに該当する世帯の世帯主。 ・ 応急仮設住宅等の入居者で、当該応急仮設住宅等の供与期間（供与期間が延長された場合は、延長後の期間）内に、当該応急仮設住宅等を退去された世帯 ・ 住家の被害程度が全壊または大規模半壊世帯 ・ 住家の被害程度が半壊かつ解体した世帯
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金の交付は、1世帯につき1回限りです。 ・ 仮住居に同居している複数の世帯が、転居先でも同居する場合は、1世帯とみなします。
お問い合わせ先	八代市健康福祉部 健康福祉政策課 ☎（0965）33-4003

経済・生活面の支援

制度の名称	被災者生活再建支援制度					
支援の種類	給付					
制度の内容	<p>災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。</p> <p>この度、制度の見直しが行われ、半壊の中でも被害の程度が大きい世帯が「中規模半壊世帯」として新たに支給対象となりました。</p> <p><支援金の支給額></p>					
		区分	基礎支援金	加算支援金	合計	
		全壊 解体 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)
				補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)
				賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
		大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)
				補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)
				賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)
		中規模半壊	—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)
				補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)
	賃借			25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)	
	<p>※ () は単身世帯の金額になります。</p> <p><申請書類></p> <p>基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など 加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など ※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。 ※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。</p> <p><申請期限></p> <p>基礎支援金：令和5年8月3日 加算支援金：令和5年8月3日</p>					

活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」した世帯 ②住宅が「半壊」、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤半壊の中でも損害割合が30%以上40%未満の世帯 ⑥半壊の中でも写真等の判定により中規模半壊世帯に該当した世帯
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時に現に居住していた世帯が対象となります。 ・空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ・この支援金は、被災時の世帯に対して支給されるものです。 ・支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 ・「中規模半壊」の対象となる世帯には、市から「中規模半壊」に該当する旨の通知をお送りします。
お問い合わせ先	八代市健康福祉部 生活援護課  (0965) 33-8722

制度の名称	生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<p>令和2年7月豪雨により被災された方で、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることを目的に一時的な生活費をお貸ししています。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td> <p>原則として10万円以内</p> <p>(ただし、以下の場合は20万円以内)</p> <p>① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合</p> <p>② 世帯員に要介護者がいる場合</p> <p>③ 4人以上の世帯である場合</p> <p>④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合</p> </td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子（保証人不要）</td> </tr> <tr> <td>措置期間</td> <td>貸付の日から1年以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>措置期間終了後2年以内</td> </tr> </table> <p><申し込みに必要なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書、もしくは被災証明書 ・住民票（同居している世帯全員分・続柄が記載されたもの） ・身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証等） ・振込先の口座番号がわかるもの（通帳又はキャッシュカード） ・印鑑 <p><受付時間></p> <p>10時00分～16時00分 ※平日のみ</p>	貸付限度額	<p>原則として10万円以内</p> <p>(ただし、以下の場合は20万円以内)</p> <p>① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合</p> <p>② 世帯員に要介護者がいる場合</p> <p>③ 4人以上の世帯である場合</p> <p>④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合</p>	貸付利率	無利子（保証人不要）	措置期間	貸付の日から1年以内	償還期間	措置期間終了後2年以内
貸付限度額	<p>原則として10万円以内</p> <p>(ただし、以下の場合は20万円以内)</p> <p>① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合</p> <p>② 世帯員に要介護者がいる場合</p> <p>③ 4人以上の世帯である場合</p> <p>④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合</p>								
貸付利率	無利子（保証人不要）								
措置期間	貸付の日から1年以内								
償還期間	措置期間終了後2年以内								
活用できる方	令和2年7月豪雨により被災された方で、当座の生活費を必要とする世帯								
注意事項	一世帯につき1回限り貸し付けができます。								
お問い合わせ先	八代市社会福祉協議会  (0965) 62-8228								

税や公共料金の軽減措置等

制度の名称	固定資産税の被災代替家屋の特例
支援の種類	税の減額
制度の内容	<p>令和 2 年 7 月豪雨により、被災した家屋に代わるものとして取得した資産に対する固定資産税について、特例措置を受けることができます。</p> <p><減額適用対象者></p> <p>(1) 被災家屋の所有者（共有名義の場合は、共有者を含む）</p> <p>(2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときは、その相続人</p> <p>(3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族</p> <p>(4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等</p> <p>※「被災家屋の所有者」とは、令和 2 年 7 月 4 日現在の所有者をいう。（豪雨時点で家屋を所有しておらず、豪雨後に新たに取得した場合は対象外となります。）</p> <p><被災家屋の要件></p> <p>次の（１）、（２）の両方を満たすこと</p> <p>(1) 令和 2 年 7 月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋 ※り災証明書の判定が「半壊」以上であること、又は、令和 2 年度分の固定資産税において、減免が適用されていること。</p> <p>(2) 新たに被災家屋に代わる家屋を取得した場合は、被災家屋の取り壊し又は売却等の処分がなされていること。 被災家屋を改築した場合は、当該被災部分の取り壊しがなされていること。 ※改築とは、被災した部分を取り壊し、補完部分を再構築（増築）するものであり、修理は改築にはあたりません。</p> <p><代替（適用対象）家屋の要件></p> <p>(1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋 ※原則として、種類（用途）又は使用目的が同一であるもの</p> <p>(2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの</p>

	<p><取得期限> 令和2年7月4日～令和7年3月31日に取得（中古含む）・改築されたもの。</p> <p><減額対象範囲> 代替家屋を取得等した年の翌年から4年度分に限り、滅失・損壊した家屋の床面積相当分の固定資産税の税額を2分の1に減額します。</p>
活用できる方	令和2年7月豪雨で被災された方
注意事項	特例の申告は、申告書等に必要事項を記入し、代替家屋を取得又は改築した翌年の1月31日までに提出ください。
お問い合わせ先	八代市財務部 資産税課 ☎ (0965) 33-4108

制度の名称	固定資産税の被災代替償却資産の特例
支援の種類	税の減額
制度の内容	<p>令和2年7月豪雨により、被災した償却資産に代わるものとして取得（又は改良）した償却資産（代替償却資産）の固定資産税について、特例措置を受けることができます。</p> <p><減額適用対象者> 令和2年7月豪雨の被災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等</p> <p><対象となる資産（代替償却資産）></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月豪雨の被災により滅失し、又は損壊した償却資産の代替えとして取得した資産（被災した償却資産は除却又は売却等の処分がなされているもの） 令和2年7月豪雨で被災した償却資産を復旧し、又は補強等行った場合における改良費（資本的支出） <p><取得期限> 令和2年7月4日～令和7年3月31日に取得又は改良されたもの</p> <p><減額対象範囲> 代替所客資産を取得等した年の翌年から4年度分に限り、その資産に係る固定資産税の課税標準額を2分の1に減額します。</p>

活用できる方	令和 2 年 7 月豪雨で被災された方
注意事項	被災代替償却資産を取得（又は改良）した翌年の 1 月 31 日までに特例申告書の提出が必要です。
お問い合わせ先	八代市財務部 資産税課 ☎ (0965) 33-4108

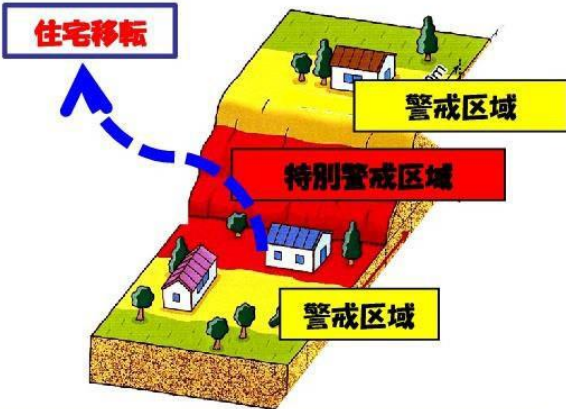
制度の名称	固定資産税の被災住宅用地の特例
支援の種類	税の減額
制度の内容	<p>令和 2 年 7 月豪雨により住宅が滅失又は損壊したために、やむを得ず当該土地を住宅用地として使用できない場合、所定の要件を満たしていれば令和 6 年度まで引き続き住宅用地とみなされ、課税標準額の特例措置が適用されます。</p> <p><提出書類> 令和 2 年 7 月豪雨に係る被災住宅用地申告書</p> <p><特例措置の適用年度> 令和 6 年度分まで</p> <p><申告期限> 令和 6 年度分：令和 6 年 1 月 31 日まで</p>
活用できる方	令和 2 年 7 月豪雨で被災された方
注意事項	該当する土地で住宅用地の特例が適用されていない場合は、被災住宅用地申告書の提出が必要です。ただし、売地予定の土地や住宅用地以外の用途（駐車場等）で使用されている場合は対象外です。
お問い合わせ先	八代市財務部 資産税課 ☎ (0965) 33-4108

制度の名称	固定電話基本料金の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>令和2年7月豪雨災害による被災者の方へ、自宅へ帰れなかったり、避難所へ避難しているなどの理由で、契約中の電話サービスが利用できなかった方の固定電話の基本料金を免除します。</p> <p><申告いただく内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ①契約者名義 ②利用できなかった電話番号 ③利用できなかった期間 <p><免除の期間></p> <p>令和2年8月利用分以降</p>
活用できる方	令和2年7月豪雨で被災された方
注意事項	8月利用分以降も利用できない方は、お問い合わせ先へお電話いただき、免除の申告をお願いします。申告が無い場合は利用料金が発生します。
お問い合わせ先	<p><u>西日本電信電話（株）</u></p> <p>固定電話：局番なしの「116」</p> <p>携帯電話・PHS：0800-2000-116</p> <p>(受付時間：午前9時～午後5時(年末年始12/29～1/3を除く))</p>

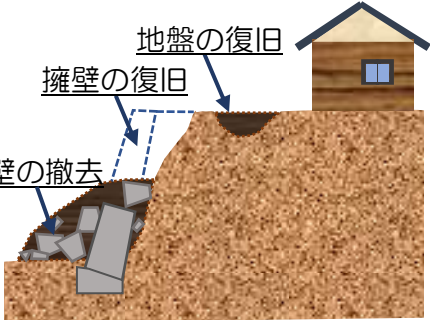

住まいの確保

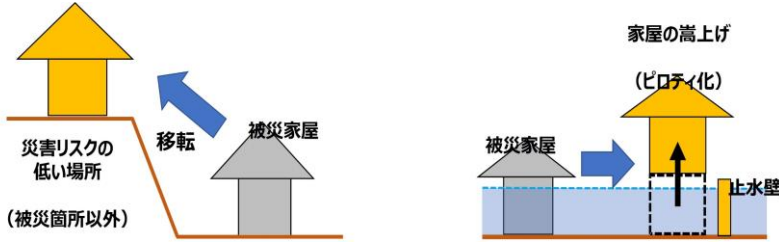
制度の名称	災害復興住宅融資																											
支援の種類	貸付・融資																											
制度の内容	<p>自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、市から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修する場合に受けられる融資です。</p> <p><融資限度額></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">融資限度額</th> <th style="text-align: center;">返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">建設</td> <td style="text-align: center;">土地取得あり (※1)</td> <td style="text-align: center;">5,500万円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土地取得なし</td> <td style="text-align: center;">4,500万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">購入</td> <td style="text-align: center;">5,500万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">2,500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1「土地取得あり」とは、り災日後にお申込みご本人が有償で土地の所有権または借地権を取得する場合をいいます。</p> <p><土地先行資金及び中間資金></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">土地先行資金の額</th> <th style="text-align: center;">中間資金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">以下のいずれか低い額以内</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">融資予約額の60%又は80%の額 (※2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①土地取得額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②融資予定額の80%の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2土地先行資金を利用している場合は、次の額とします。 「融資予約額の60%または80%の額 — 土地先行資金の額」</p> <p><申込受付期間> 令和7年7月31日まで</p> <p><融資を受けることができる住宅></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">建設 購入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・築年数に関する制限はありません。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造の住宅である必要があります。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅である必要があります。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修</td> <td>築年数に関する制限はありません。</td> </tr> </tbody> </table>				融資限度額	返済期間	建設	土地取得あり (※1)	5,500万円	35年	土地取得なし	4,500万円	購入		5,500万円	補修		2,500万円	土地先行資金の額	中間資金の額	以下のいずれか低い額以内	融資予約額の60%又は80%の額 (※2)	①土地取得額	②融資予定額の80%の額	建設 購入	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数に関する制限はありません。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造の住宅である必要があります。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅である必要があります。 	補修	築年数に関する制限はありません。
		融資限度額	返済期間																									
建設	土地取得あり (※1)	5,500万円	35年																									
	土地取得なし	4,500万円																										
購入		5,500万円																										
補修		2,500万円																										
土地先行資金の額	中間資金の額																											
以下のいずれか低い額以内	融資予約額の60%又は80%の額 (※2)																											
①土地取得額																												
②融資予定額の80%の額																												
建設 購入	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数に関する制限はありません。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造の住宅である必要があります。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅である必要があります。 																											
補修	築年数に関する制限はありません。																											
活用できる方	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">建設 購入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が「全壊」の「り災証明書」をお持ちの方。 ・住宅が「大規模半壊」・「半壊」の「り災証明書」をお持ちの方は、被災住宅の修理が不能または困難であること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修</td> <td>・住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」をお持ちの方。</td> </tr> </tbody> </table>		建設 購入	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が「全壊」の「り災証明書」をお持ちの方。 ・住宅が「大規模半壊」・「半壊」の「り災証明書」をお持ちの方は、被災住宅の修理が不能または困難であること。 	補修	・住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」をお持ちの方。																						
建設 購入	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が「全壊」の「り災証明書」をお持ちの方。 ・住宅が「大規模半壊」・「半壊」の「り災証明書」をお持ちの方は、被災住宅の修理が不能または困難であること。 																											
補修	・住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」をお持ちの方。																											
注意事項	り災証明など、要件を満たしている必要がありますので、 必ず制度の詳細をお問合わせください。																											
お問合わせ先	住宅金融支援機構（災害専用） 0120-086-353（通話無料）（受付時間 9：00～17：00）																											

制度の名称	合併処理浄化槽の補助										
支援の種類	助成										
制度の内容	<p>令和2年7月4日豪雨災害により合併処理浄化槽の更新や改築（機器修理）が必要となる個人住宅（専用住宅、店舗付き住宅）を対象として、浄化槽の補助事業を拡充します。</p> <p><補助内容></p> <p>（1）被災した合併処理浄化槽の更新（個人住宅に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の新築・建替に伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助 ・故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助 <table border="1" data-bbox="464 656 1018 857"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000 円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>414,000 円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>548,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※坂本町管内での個人住宅への設置又は更新の場合、上記浄化槽設置補助金額に1人槽につき30,000円を加算した額とします。</p> <p>（2）被災した合併処理浄化槽の改築（機器修理）（個人住宅に限る）故障した合併処理浄化槽の改築（機器修理）費用を補助</p> <p>（例：ブローの交換など）</p> <table border="1" data-bbox="472 1095 1018 1196"> <thead> <tr> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国に事前協議をして承認を得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※環境大臣の承認を要することから、改築（機器修理）は30日前までに申請をお願いします。</p> <p>（3）被災した単独浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への切替をされる方は、既存の補助制度の対象となります。</p> <p><申請期間></p> <p>令和5年4月3日（月）から令和6年1月31日（水）まで</p> <p>※申請期限日の前でも予算がなくなり次第受付を締め切りますのでご注意ください。</p>	人槽区分	補助限度額	5人槽	332,000 円	6～7人槽	414,000 円	8～10人槽	548,000 円	補助額	国に事前協議をして承認を得た額
人槽区分	補助限度額										
5人槽	332,000 円										
6～7人槽	414,000 円										
8～10人槽	548,000 円										
補助額											
国に事前協議をして承認を得た額											
活用できる方	下水道処理区域（予定区域を含む）、東陽町、泉町を除く市内全域において、令和2年7月4日豪雨災害により浄化槽が損傷した方										
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請前に更新や改築をされた場合は、補助を受けられませんのでご注意ください。 ・事前に点検業者に 既存浄化槽の点検を受けたうえで検討をお願いします。 ・申請される方は、浄化槽設備士のいる設備業者にご相談ください。 										
お問い合わせ先	八代市建設部 下水道総務課 ☎（0965）33-4147										

<p>制度の名称</p>	<p>土砂災害危険住宅移転促進事業補助金</p>
<p>支援の種類</p>	<p>補助</p>
<p>制度の内容</p>	<p>本市では、平成27年7月から、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方々の安全な区域への移転を促進する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を創設しています。</p> <p><u>※令和2年7月豪雨の被災者支援拡大を含めた要綱の改正を行いました。</u></p> <p><交付要件> 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある住宅を除却し、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や土砂災害警戒区域（イエローゾーン）以外の安全な区域へ移転する方に対し補助を行うもの</p> <p><補助内容> 住宅の除去費、移転経費、移転先住宅の建設・購入費など</p> <p><補助額> 1戸当たり最大300万円</p> <p><改正の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定前に実施した経費についても対象（令和2年7月豪雨の被災者） ・住宅除却の一定期間延期（令和2年7月豪雨以降の被災者） ・対象となる住宅は除却が原則ですが、住宅としての利用ができない状態にすることを条件に、営農等の継続のための倉庫や資材置場としての利用が可能 <p>※居住できないことが条件（すべての対象者）</p> 
<p>活用できる方</p>	<p>土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在お住いの家やご家族の家が土砂災害特別警戒区域内かどうか確認してください（熊本県ホームページで確認できます） ・被災者生活再建支援制度の支援金と重複して利用できます。
<p>お問い合わせ先</p>	<p>八代市建設部 土木課 ☎ (0965) 33-4471</p>

制度の名称	確認検査手数料の免除		
支援の種類	免除		
制度の内容	令和2年7月豪雨災害により滅失又は破損した建築物について、その災害の発生した日から令和6年3月31日までの間に建築・大規模修繕・大規模模様替をする場合は、確認申請等の手数料を免除します。		
	内容	減免対象	減免の額
	令和2年7月豪雨災害による滅失・損壊した日から令和6年3月31日までの間の建築等	1 確認申請手数料	免除
		2 中間検査申請手数料	免除
	3 完了検査申請手数料	免除	
活用できる方	令和2年7月4日の豪雨被害により建築物を滅失又は破損した方		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に、り災証明書（写し）を添付してください。 ・令和2年7月豪雨災害の発生した日から、令和6年3月31日までに確認申請の免除を受け、建築・大規模修繕・大規模模様替に着手した建築物は、令和6年3月31日よりあとに工事が完了した場合であっても、完了検査及び中間検査手数料は免除されます。 		
お問い合わせ先	八代市建設部 建築指導課 ☎ (0965) 33-4750		

<p>制度の名称</p>	<p>令和2年7月豪雨宅地・私道復旧支援事業</p>
<p>支援の種類</p>	<p>補助</p>
<p>制度の内容</p>	<p>令和2年7月豪雨で被災した宅地及び私道の復旧に対して、被災者の負担軽減と生活再建を支援するため、被災者等が行う復旧工事に要する経費の一部を補助します。</p> <p>【宅地復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象物件 戸建住宅、アパート及びマンションなどに供されている土地 ・対象工事 被災宅地の原形復旧を基本とした工事 ・補助金額 対象工事費から50万円を控除した額に2/3を乗じた額 (上限633.3万円)  <p>【私道復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象物件 公道に接続し、一般交通の用に供されているなどの要件を満たす私道 ・対象工事 対象工事額が50万円以上で、被災した範囲の原形復旧を基本とした工事 ・補助金額 対象工事費から50万円を控除した額に1/2を乗じた額 (上限475万円) 
<p>活用できる方</p>	<p>【宅地復旧】 令和2年7月豪雨で被災した宅地の所有者、管理者又は占有者の方</p> <p>【私道復旧】 要件を全て満たす令和2年7月豪雨で被災した私道を管理している自治会又は集落等</p>
<p>注意事項</p>	<p>令和2年7月豪雨により被災した宅地又は私道の復旧工事であって、既に工事が完了しているものも対象になる場合がありますので、ご相談ください。</p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>八代市建設部 建設政策課 ☎ (0965) 33-4116</p>

<p>制度の名称</p>	<p>八代市すまいの安全確保支援事業</p>
<p>支援の種類</p>	<p>補助</p>
<p>制度の内容</p>	<p>令和2年7月豪雨による災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興推進を図るため、市内の災害リスクの低い場所への移転やピロティ化等の安全対策を行う被災者に対し、費用の一部補助を行います。</p> <p><対象経費></p> <p>(1) 災害リスクの低い場所への移転に要する経費</p> <p>(2) 住まいの安全対策等に要する経費</p> <p><補助額></p> <p>1件当たり上限300万円</p> <p>※坂本地区内は50万円上乗せの上限350万円</p> <p><遡及対応可></p> <p>既に移転済の方、安全対策工事を行った方についても遡って申請することができます。</p>
<p>活用できる方</p>	<p>以下のすべての要件を満たす令和2年7月豪雨災害の被災者の方</p> <p>(1) 自宅が被災したこと（令和2年7月豪雨で罹災証明を受けた家屋）</p> <p>(2) 自力再建をすること（公営住宅や賃貸物件等による再建は対象外）</p> <p>(3) 再建方法に応じて以下を満たすこと</p> <p><移転再建の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内であり、災害リスクの低い場所への移転であること ・移転先が被災した地域の場合は、ピロティ化等の安全対策を行うこと ・移転元地に建物が残る場合には住居の用に供しないこと <p><現地再建の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピロティ化や土砂災害対策等の安全対策を行うこと 
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害危険住宅移転促進事業補助金（レッドゾーンからの移転補助）」と重複して利用できません。 ・補助金の交付は移転・安全対策工事完了後になります。
<p>お問い合わせ先</p>	<p>八代市建設部 建設政策課 ☎ (0965) 33-4116</p>

制度の名称	坂本町水災補償加入促進補助金
支援の種類	補助
制度の内容	<p>坂本町の下記対象地区に所在する住宅・事業所等で水災補償や家財保険の契約をされている方に対して、支払った保険料の一部を補助します。</p> <p><対象地区></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>古田・下今泉・上今泉・小川・段・横石・原女木・深水川口・生名子 瀬高・下代瀬・中谷川口・小崎辻・坊ノ木場・下片岩・油谷・坂本 松崎・合志野・荒瀬・藤本・大門・下葉木・上葉木・下鎌瀬・三坂 中津道・瀬戸石・西鎌瀬・破木・与奈久</p> </div> <p>※対象地区に含まれるすべての住宅等が対象ではありません。</p> <p><対象経費></p> <p>住宅・事務所 1年間に支払った保険料の総額の2割 家財 1年間に支払った保険料総額 ※1年間とは4月1日から3月31日の間</p> <p><補助額></p> <p>住宅・事務所 上限 10,000円（100円未満切り捨て） 家財 上限 5,000円（100円未満切り捨て）</p> <p><申請に必要なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約内容を確認できる書類の写し（保険証券、保険証書、契約証明書など） ・ 保険料支払い額が確認できる書類の写し（領収書、通帳、振込証明書など） ・ 補助金振込先通帳の口座番号が分かる部分の写し ・ 印鑑（シャチハタ不可）
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「球磨川水系流域治水プロジェクト」の一環として輪中堤もしくは宅地かさ上げ対象の住宅・事務所・お寺・公民館などに水災補償つき火災保険や家財保険を契約している方 ・ 市税等の滞納がない方
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度ごとに申請が必要です。 ・ 1年間に保険の切り替え・更新・変更等で複数の書類がある場合は、全て提出してください。
お問い合わせ先	<p>八代市建設部 復興整備課 ☎ (0965) 33-5128</p> <p>八代市総務企画部 坂本支所 地域振興課 ☎ (0965) 45-2211</p>

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p><使 途> 運転資金</p> <p><限 度 額> 1,000万円 ※県・市・金融機関が5年間利子補給</p> <p><償還期限> 10年以内（措置期間3年以内）</p> <p><保 証 料> 無償（全額助成）</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業収入が災害発生前の決算期と比べて10%以上減少している、又は減少することが見込まれる農林漁業者 ・又は当該施設等が農林漁業生産に支障を来す程度の被害を受けていること及び災害復旧として実施する事業である旨の市長の証明を受けている農林漁業者
お問い合わせ先	<p>【農業関係】</p> <p>八代市農林水産部 農林水産政策課 ☎ (0965) 33-4117</p> <p>【漁業・林業関係】</p> <p>八代市農林水産部 水産林務課 ☎ (0965) 33-4119</p>

制度の名称	農林漁業セーフティネット資金
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p><使 途> 運転資金</p> <p><限 度 額> 1年間の経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い方</p> <p>※簿記記帳を行っていない場合は、600万円以内</p> <p>※県・市が5年間利子補給</p> <p><償還期限> 10年以内（措置期間3年以内）</p>
活用できる方	「令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金」の対象者と同様
お問い合わせ先	「令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金」の問合せ先と同様

制度の名称	農林漁業施設資金
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p><使 途> 施設等復旧資金</p> <p><限 度 額> 事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額</p> <p>※県・市が5年間利子補給</p> <p><償還期限> 15年以内（措置期間3年以内）</p>
活用できる方	「令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金」の対象者と同様
お問い合わせ先	「令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金」の問合せ先と同様

制度の名称	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p><使 途> 施設等復旧資金</p> <p><限 度 額> 個人 3億円、法人 10億円</p> <p>※県・市が5年間利子補給</p> <p><償還期限> 25年以内（措置期間10年以内）</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・農業収入が前期より10%以上減少することが見込まれる認定農業者 ・又は当該施設等が農業生産に支障を来す程度の被害を受けていること及び災害復旧として実施する事業である旨の市長の証明を受けている認定農業者
お問い合わせ先	八代市農林水産部 農林水産政策課 ☎ (0965) 33-4117

制度の名称	農業近代化資金
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p><使 途> 施設等復旧資金</p> <p><限 度 額> 個人 1,800万円、法人 2億円 ※県・市・金融機関が5年間利子補給</p> <p><償還期限> 15年以内（措置期間7年以内）</p> <p><保 証 料> 無償（全額助成）</p>
活用できる方	「農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）」の対象者と同様
お問い合わせ先	「農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）」の問い合わせ先と同様

制度の名称	漁業近代化資金
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p><使 途> 施設等復旧資金</p> <p><限 度 額> 9千万円～12億円（貸付対象者区分有り） ※県・市・金融機関が5年間利子補給</p> <p><償還期限> 20年以内（措置期間3年以内）</p> <p><保 証 料> 無償（全額助成）</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業収入が前期より10%以上減少することが見込まれる漁業者 ・ 又は当該施設等が漁業生産に支障を来す程度の被害を受けていること及び災害復旧として実施する事業である旨の市長の証明を受けている漁業者
お問い合わせ先	八代市農林水産部 水産林務課 ☎ (0965) 33-4119

制度の名称	小規模事業者経営改善資金（令和2年7月豪雨災害マル経）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p>商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者が、事業の復旧に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。</p> <p><使 途> 運転資金、設備資金</p> <p><限 度 額> 通常の融資額（2,000万円）＋別枠 1,000万円以内</p> <p><金 利> 経営改善利率から （直接被害）▲0.9% （間接被害）▲0.5% ※当初3年間</p> <p><償還期限> 運転資金 7年以内（措置期間1年以内） 設備資金 10年以内（措置期間2年以内）</p> <p><保証人・担保> 不要</p>
活用できる方	<p>商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導（原則、6ヶ月以上）を受けている小規模事業者（原則、1年以上の所在）であり、商工会議所又は商工会等の長の推薦を受けた者で次のいずれかに該当する者。</p> <p>（ア）災害救助法が適用された県に事業所を有し、当該事業所が令和2年7月豪雨災害による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者</p> <p>（イ）（ア）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者</p>
注意事項	—
お問い合わせ先	八代市商工会議所 ☎（0965）32-6191 八代市商工会 ☎（0965）52-8111

制度の名称	日本政策金融公庫による「令和2年7月豪雨特別貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p>令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧等を支援するため、日本政策金融公庫が「令和2年7月豪雨特別貸付」を実施します。</p> <p><対象者> ※以下の①～③は下段の活用できる方に記載の者</p> <p>①当初3年間：基準利率（災害）▲0.9%</p> <p>②基準利率（災害） 基準利率（災害）：中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.36%</p> <p>③基準利率 基準利率：中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.91%</p> <p><貸付期間> 最大20年（設備）、最大15年（運転）（うち据置期間：最大5年）</p> <p><限度額> ※以下の①～③は下段の活用できる方に記載の者</p> <p>①及び②：中小企業事業3億円（別枠）、国民生活事業6千万円（上乗せ）</p> <p>③：中小企業事業7.2億円（別枠）、国民生活事業4.8千万円（別枠）</p>
活用できる方	<p>①災害救助法の適用を受けた県において直接被害を受けた中小企業・小規模事業者</p> <p>②直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者</p> <p>③上記①、②以外で、今般の豪雨により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む）</p>
注意事項	令和2年7月豪雨以降、交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 八代支店 ☎ (0965) 32-5195